

令和8年2月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時	令和8年3月6日（金）	開会	午前	9時59分
		閉会	午後	1時58分
場所	第3委員会室			
出席委員	阿左美健司委員長 東山徹副委員長 橋本健人委員、藤井健志委員、逢澤圭一郎委員、武内政文委員、 町田皇介委員、深谷顕史委員、城下のり子委員、小谷野五雄委員			
欠席委員	なし			
説明者	[総務部関係] 表久仁和総務部長、三橋亨人財政策局長、若松孝治税務局長、 小島孝文契約局長、平岩亮司人事課長、瀧澤剛職員健康支援課長、 後藤安史文書課長、水書潤学事課長、多胡一茂税務課長、 金田剛個人県民税対策課長、松金義徳管財課長、 政近邦生管財課県庁舎再整備政策幹、福田和有統計課長、 橋口純子総務事務センター所長、池田真一行政監察幹、 伊藤正経入札課長、植竹真生入札審査課長、林大輔県営競技事務所長 鯨井素子秘書課長 片桐徹也人事委員会事務局長、 中野純子人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、 林田泰明人事委員会事務局任用審査課長 [県民生活部関係] 横内ゆり県民生活部長、大熊聡県民スポーツ文化局長、 島村克己県民共生局長、渡邊和貴県民広聴課長、星野雄一広報課長、 小宮裕二共助社会づくり課長、鶴澤浩美人権・男女共同参画課長、 堀達也人権・男女共同参画課共生推進幹、川崎賢一郎文化振興課長、 安部里佳国際課長、山口将毅青少年課長、高野正規スポーツ振興課長、 柳沢申明スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹、築地良和消費生活課長、 佐藤和則防犯・交通安全課長 小野祐一障害者福祉推進課副課長 石原雅樹生涯学習推進課副課長、内田幸彦文化財・博物館課副課長、 木村真高校教育指導課教育指導幹			

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結 果
第 2 8 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 9 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 0 号	埼玉県公告式条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 1 号	埼玉県屋内総合プール条例	原案可決
第 5 5 号	特定事業契約の変更契約の締結について	原案可決
第 6 3 号	埼玉県文化芸術振興計画の策定について	原案可決
第 6 9 号	令和 7 年度埼玉県一般会計補正予算（第 9 号）のうち 総務部関係及び県民生活部関係	原案可決
第 8 0 号	令和 7 年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

2 請願
なし

報告事項

1 総務部関係

令和 8 年度地方税制改正案の概要について

2 県民生活部関係

- (1) 第 2 期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の策定について
- (2) スポーツ科学拠点施設整備運営事業について
- (3) 第 1 2 次埼玉県交通安全計画の策定について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

橋本委員

- 1 新たな休暇制度の部分について、休暇制度を作るに当たっては、利用したい職員がきちんと利用できる環境を作っていくことが大切だと考えているが、これまでの部分休業の制度について、制度の対象者数と利用者数、利用率はどうか、まず教えていただければと思う。
- 2 その利用率が低い場合は、その理由も併せて教えていただきたいと思う。
- 3 警察職員への新たな手当について、危険鳥獣の駆除ということで、危険性や精神的な負担の程度が高い特殊な作業だと思うが、手当額は決して高くないような状況である。手当のほかに、警察職員への配慮の体制や制度が整っているかどうかについて、少し所管外ではあるかもしれないが願います。
- 4 競輪の関係について、車券売上げの中で、インターネットでの売上げが増収基調にあるということで、その要因はどのように捉えているかということをお願いしたい。
- 5 その要因を踏まえ、今後の売上げと収益の見込みについて、併せて教えていただきたい。

人事課長

- 1 対象者については、小学校就学前の子を養育する職員ということになり、1,824人になっている。これは、令和6年度の数字である。そのうち部分休業を取得した職員が151人ということになっており、割合でいうとおおむね8%程度である。
- 2 これを高いか低いかわかるのは、何とも申し上げかねるところがあるが、部分休業については、無給の休暇になっているので、真に必要な職員が利用しているものと考えている。
- 3 委員お話のとおり、警察の方での体制になるので、詳細の部分はこちらでも承知していないところがあるが、令和7年11月に警察庁から各県の県警本部長に対して通知が発出されており、必要な知識の習得であるとか、事故の防止体制などを取るようということなどで指示がされているというふうに聞いている。また、心理面については、ふだんと比べてやはり強い心理的なストレスを受けることが予想されるので、任務を終えた職員に対しては、臨床心理士による面接を実施して、精神状態の早期の把握、発見、早期対応を図るということにしている。委員からも指摘があったので、県警本部にもこれらの体制をしっかりと取るようにということで伝えてまいりたいと考えている。

県営競技事務所長

- 4 大きく2点あると思っており、1点目は言わずもがなかもしれないが、わざわざ競輪場まで買いに行く必要がなく、どこからでもスマホ等で車券購入ができ、レース等を見ることができるという点があると思う。2点目であるが、現在様々なライフスタイルの方に競輪を楽しんでいただけるように、通常の昼開催に加えて、朝8時半ぐらいから行われるモーニングや、夜9時ぐらいから始めるミッドナイト開催などを実施している。このため、例えば、出勤前や昼休みであるとか、勤務先からの帰宅後など、個々人の都合に合う時間にスマートフォンから車券購入ができるようになったという点も、インターネット売上げが伸びている要因というふうに考えている。

- 5 インターネット販売の普及は、より幅広い競輪ファンの獲得につながっているというふうに考えられるので、今後も売上げ及び県収益は好調に推移するものと見込んでいる。こうしたことから、今定例会に提出している令和8年度の予算案であるが、車券発売売上げについて、今年度の見込みと比べ、約185億円増の約861億円、県収益については、約1億円増の約7.5億円で計上させていただいている。今後も、好調なトレンドを維持できるよう、SNS等を活用した情報発信の強化等によって、幅広い競輪ファンの獲得に努めてまいりたいというふうに考えている。

橋本委員

- 1 休暇制度の関係で、これまでの部分休業については8%ということであったが、無給という面はあるが、新しい制度をきちんと周知して、利用したい職員がきちんと利用できる環境を作っていくことが必要だと思うが、今後の取組について具体的に教えていただければと思う。
- 2 競輪の関係で、インターネットでの売上げであるが、今後もファンを獲得して増収基調にあるということだと思うが、一方で、インターネットでそういったものを買っていくということになると、ギャンブル障害への対応というのも、一つ大切なポイントになってくると思っている。そういったところについて、どのような周知あるいは対策を取られるかということについて教えていただければと思う。

人事課長

- 1 休暇制度をしっかりと周知して、特に、所属長が、所属の職員に対して、休暇の取得を促していくということが、非常に重要なことであろうと考えている。これまでも、そういったことに関する取組というのは、ハンドブックを作ったりであるとか、職員ポータルに情報集約して載せたりであるとか、そういったことはしてきた。そのほかに、育児休業を取得する前に、所属長が直接面談をして、育児休業を取るように促したり、復帰後の働き方についても相談をさせていただいて、どういうふうな今後のライフプランを考えているかということをしかり実現できるように、所属としてもバックアップをしてきたところである。今回、小学校に入学後の新しい制度というのも入ったので、所属長には、研修等で周知するというのも当然行ってはいくが、新しく、また、面談のタイミングを捉えて、特にそのライフプランの変化といったところをきめ細かに面談をするような機会を設定していただき、職員の意向確認であるとか、所属職員への周知をしかりしていけるように働き掛けをしてまいりたいと考えている。

県営競技事務所長

- 2 お話のとおり、インターネットを中心に売上げ好調なトレンドであるので、ギャンブル依存症の対策もしっかり行っていかなければいけないというふうに考えている。私も埼玉県競輪では、競輪業界の対応等も踏まえて、広報・普及啓発の推進であるとか、アクセス制限、相談支援などの取組を現在実施しているところである。例えば、競輪業界全体で定めた広告宣伝に関するガイドラインにのっとって、注意喚起標語を必ずポスターに載せたり、ウェブ広告でも必ず注意喚起の標語を掲載するとか、本人とか家族の方からの申告による競輪場への入場禁止措置であるとか、ギャンブル依存に関する相談窓口の設置などを実施しているところである。今後ともギャンブル依存症対策をセットでやっていきたいというふうに考えている。

逢澤委員

- 1 公営競技の件であるが、今橋本委員の方から、今後の見込みというところで質問されて、好調だということであった。今回が55億円の増額補正ということであるが、直近3年間の県の収益がどれくらいだったのかというのを伺いさせていただく。
- 2 軽油引取税の当分の間の税率の廃止についてであるが、軽油引取税の徴収に当たって、ガソリンスタンドなどの事業者特別徴収の協力をいただいているところであるが、事業者の数をまず教えていただきたい。

県営競技事務所長

- 1 実質的な単年度事業収益については、令和4年度は約5億3,200万円、令和5年度は約6億6,700万円、令和6年度は約6億5,500万円となっている。

税務課長

- 2 現在、約300者である。なお、特別徴収義務者の中には、複数のガソリンスタンドを経営しているところもある。

逢澤委員

- 1 大宮双輪場の維持管理や修繕費、こういったものも多分かかってくると思うが、県の収益を比較するとどのようになっているのか。大宮双輪場の管理維持費や修繕費に要する経費以上に県の収益は確保されているのかというところを聞きたいと思う。
- 2 地方税制改正の軽油引取税について、旧暫定税率が廃止されても、特別徴収の事務負担は変わらないということで、特別徴収義務者交付金は現行と同水準を維持すべきものであると考えている。先日の田村議員の代表質問においても、大野知事から総務省が地方財政措置を講ずることとしている4.9%に相当する額を、令和8年度予算に計上しているという答弁があったが、令和9年度以降もこの交付水準は継続されるという考え方でよいのか伺います。

県営競技事務所長

- 1 大宮双輪場の維持管理費や修繕費などについては、都市整備部の方で、一般会計で費用負担している。一方で、競輪事業で毎年収益を上げており、加えて、大宮双輪場の使用料を公営競技事業特別会計から一般会計に支払っているという状況である。これらの額を差引きすると、令和4年度が約4億1,000万円、令和5年度が約5億6,500万円、令和6年度が約5億300万円であって、競輪事業の単年度収益等が、都市整備部が負担している双輪場の維持管理費等を上回っているという状況である。

税務課長

- 2 令和9年度以降の予算計上については、この場で確たることは申し上げることはできないが、引き続き特別徴収義務者の事務負担に対して、適切な額を交付できるようしっかりと対応していきたいと考えている。

逢澤委員

- 1 先ほど橋本委員の方からギャンブル依存症の話があったが、ポスターとかウェブでやっていたり、また、相談窓口を設けていると、そういったような答弁だったが、今、直近3年で4億、5億、5億としっかりと収益確保されているわけであるから、やはりギ

ャンブル依存症対策をしっかりと行うべきだと私は思う。一般質問でも取り上げさせていただいたが、総務部だけではなく、しっかり保健医療部と一緒に連携しながら、依存症の会の方々もいらっしゃるわけであるから、そういうところにこの収益の一部をしっかりと予算措置してあげるべきだと思う。ポスターを見ても、なかなか依存症の人はやめないと思う。さらに、そこでモーニングをやったり、ミッドナイトをやったりで触れる機会が多くなるわけであるから、やはりそのところは、関係部局が連携してしっかりと進めてほしいと思っている。今一度、連携の部分も含めてお答えいただきたいと思う。

2 地方税制の方について、国の地方財政措置が令和8年度だけだから分からないということであるが、その有無にかかわらず引上げの水準を維持すべきものであると思う。是非令和9年度以降も必要な予算措置をお願いしたい。(意見)

3 特別徴収義務者は、旧暫定税率の廃止前、廃止後で税率が変わるため、事務が煩雑になると思われるが、混乱が生じないように、県はどのように対応を行っていくのかお伺いする。

県営競技事務所長

1 委員指摘のとおり、私どもでやっているだけでは、余り意味がないと思っており、保健医療部を中心に、関係部局と連携して取り組んでいくということが大切と考えている。こうしたことから、私どもも、保健医療部が事務局となっている埼玉県ギャンブル等依存症専門会議に参加をさせていただき、県内の関係事業者とともに、医療の有識者や家族会の方の関係者などから意見であるとか、必要な取組のアドバイスを頂きながら進めているところである。我々は競輪場の現場を預かっているので、ほかの競輪場での効果的な取組等について、保健医療部などの関係部局にフィードバックするなどによって、一層連携強化を図っていくとともに、関係団体や専門家等のアドバイスを頂きながら、現場での広報や相談体制の充実など、ギャンブル依存症対策をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えている。

税務課長

3 委員お話しのとおり、旧暫定税率の廃止前後において、それぞれ仕入れ、販売、在庫数量等について、証拠書類を作成する必要があるので、事務がかなり煩雑になるというふうに認識している。ついては、特別徴収義務者に混乱が生じないように実務上の留意点などについて個別にお知らせするとともに、相談いただいた際には丁寧に対応してまいりたいと考えている。

町田委員

1 資料3の方の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであるが、県の人事委員会の意見に基づいて特殊勤務手当を改正するという事で、基準日の方を見ると、昨年の11月13日から遡って支給ということになるが、この基準日は何を根拠に設定されているのか。

2 本県においても、11月13日以前にも、クマの目撃情報とかあったかと思うが、その辺りでこの基準日以前の対象となる業務があったのか、その点について確認をさせていただきたい。

3 補正予算の方で、資料でいうと資料5の概要の8ページになるが、県有財産管理営繕事業費14億6,595万円の減額ということについて伺う。大きな減額となっているが、これはこれで行政としては良いことなのかもしれないが、これは幾つの改修や修繕

の工事で契約差金による減額が出て、この１４億６，５９５万円の減額になっているのかということをもまず教えていただきたい。

- 4 一番差額が大きい工事はどのような工事で、幾らぐらいの減額になっているのかということについても、併せて教えていただければと思う。

人事課長

- 1 令和７年１１月１３日に、国家公安委員会規則、警察官等特殊銃使用及び取扱規範が改正をされ、危険鳥獣による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するために、警察職員がライフル銃を使用してクマ等の危険鳥獣を駆除することができるようになった。そこが日にちの設定の根拠である。
- 2 出没の情報などに対して、警察職員が直接クマの駆除等を行うことは、そのときはできず、住民に避難を誘導するだとか、そういったような業務に限られていたので、関係する業務は基本的にはないと考えている。

管財課長

- 3 減額の中身であるが、対象となる事業が県有施設改修修繕事業費と県有施設エコオフィス化改修事業費であって、合計が７５件の工事である。
- 4 減額が一番大きかったものであるが、彩の国さいたま芸術劇場の大ホール主幹配電盤・調光器盤更新工事、これは舞台演出のための設備であって、減額が１億６，４５７万５千円であった。

町田委員

予算の方であるが、今、資機材とかエネルギー価格の高騰であったり、あるいは人手不足によって労務単価が上昇するということがあって、入札の不調とか不落も目立ってきているし、県議会においても、物価スライドで補正予算で回っているということも増えてきていると思うが、そういった傾向の中でこういった減額が起こるということは、どう捉えればいいのか。業種によって違うということもあるかと思うが、その辺りについて教えていただければと思う。

管財課長

物価が上昇している中ではあるが、工事の積算に当たっては、価格の上昇分を転嫁させている。このため、入札を行うと差額が発生している。また、工事を実施する際、やむを得ず増額変更が必要になる場合もあるので、そうした場合に備えて、予算は余裕を見て計上している。ほかにも、指摘もあった工事の方法の見直しなどにより、工事の規模が減少して費用を抑えられることがある。こうした事情が重なり、予算額と執行見込額の差が生じていると認識している。

城下委員

- 1 第６９号議案の一般会計補正予算（第９号）、歳出予算概要では６ページになる。退職手当の補正額であるが、先ほど１３億ということで、平均手当額の見込みが下回ったという説明があったが、まず、その減額の主な内容についてお示しいただきたいというふうに思う。
- 2 第８０号の公営競技事業特別会計であるが、先ほど来質疑があったが、今回増額補正ということで、歳出については勝者投票券の払戻金で大体７５％というお話があったか

と思う。そうすると、歳入歳出の差し引きの実質収支額、今回の補正だけで単純に幾ら増えたのか。総額については、先ほど6年度までで5億300万との話があったと思うが、そうすると7年度については、大体どれぐらいになっていく見込みなのかということも含めて願います。

- 3 ギャンブル依存症のことであるが、いろいろ対応されているということは分かった。関係機関にもつなげているということも分かったわけであるが、インターネットでの車券購入の際、当然年齢確認もされていると思うが、その辺はどういうふうになっているのか。また、今購入する年齢層の構成というのも、県は把握されているのか。もしそこが分かればお示しいただきたいというふうに思う。
- 4 ギャンブル依存症への対応をいろいろやっていらっしゃるということであるが、実際に相談をどういうところにつなげていって、経年的には件数としては増えているとの理解でいいのかなのか、その点も含めて答弁いただきたいというふうに思う。

人事課長

- 1 60歳以上の自己都合による退職者が、当初予算を計上した際に想定していた数よりも少なくなる見込みである。当初計上したよりも50人ほど少なくなる見込みであって、その影響で約12億円ほど減額補正をさせていただくということで、13億円中の12億円ほどがその影響だということである。

県営競技事務所長

- 2 今回、売上げの方を約55億円増額させていただくので、県の収益については、それに伴って約5,500万円の増額となる。具体的には、当初予算では約5億9,700万円を令和7年度は見込んでいたが、現在審議いただいている補正予算案では、約6億5,200万円という形で見込んでいる。
- 3 ネット販売は、大手民間ポータルが5社あるが、こちらで登録をした上で購入という流れになっている。この民間事業者が登録を受け付けるときに、公的書類等によって年齢確認をしているというのが実態である。それから、年齢の割合であるが、各民間事業者から情報をこちらに提供していただいているので、私どもの方では、どれぐらいの年齢層が何%ぐらい占めるのかというのは把握をしていない。
- 4 基本的に公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターというところを紹介させていただいている。そこへの相談件数は、全国ベースになるが、例えば、令和3年度が65件だったが、令和6年度は146件と増加傾向にあるというふうに考えている。

城下委員

- 1 退職手当の減額について、見込みよりも自己都合退職者が50人少なかったということであるが、退職年齢の延長がある。そうすると、今後の見込みとしては、ここの部分の予算というのは減っていくという理解でよいのか。そういう受け止めでよいのかどうか確認したい。
- 2 競輪のインターネットでの購入であるが、年齢構成については把握をされてないという答弁だったが、これは把握する必要性はあるというふうに思う。ギャンブル依存症のところも含めての実態の把握というのは必要かと思うが、その辺の県としての受け止めはどういうふうに受け止められているのか。
- 3 先ほど逢澤委員が、これは関係部局を挙げて対応すべきではないかということで、本当に私も同感である。そういう意味では、カウンセリングセンターでの相談件数も増え

ているということなので、その部分についての関係機関との協議もされているとおっしゃっていた。専門会議にも参加をされているということで、この辺のところの受け止め、今後の対応についてもお聞きしたい。

人事課長

- 1 今、定年延長をされている状況というのは、指摘のとおりである。60歳以上の者の退職が今後減っていくのか、自己都合退職が減っていくのかというところであるが、制度の過渡期であって、今年度はちょうどその定年退職が生じない年になっている。今年61歳の者が来年62歳まで勤めるという年になっており、その辺りの見込みが今回は少し甘かったというふうには思っている。制度が完成するまでの間は、定年が出たり定年が出なかったりということで、年によって上下があるものというふうに考えている。

県営競技事務所長

- 2 先ほど構成者数の割合については、私どもで把握をしてないということを申し上げたが、購入額のシェアというのは把握をしている。購入額のシェアであるが、20代が約17%、30代が28.7%、40代が28.4%、50代が16.9%、60代以上が9.4%という形になっている。委員お話のとおり、年齢層の確認、購入者数の割合についても、私どもで確認をしたいというふうに考えているので、引き続き民間ポータルの方に情報提供を呼び掛けてまいりたいというふうに考えている。
- 3 先ほどと繰り返しになってしまうかもしれないが、私ども競輪場の現場を預かっているが、関係者が集まる会議で、ほかの公営競技等ではどういう取組をしているのかという情報共有をして、私どもも勉強になる点も非常にあると思う。逆に、私どもは、他の競輪場とつながりがあるので、他の競輪場でこういうことをやっているような、こちらから情報提供ができるというふうに考えているので、そういった取組を今後も協力しながら、ほかの方々若しくは専門家の方からも意見を聞きながら、効果的な取組を進めてまいりたいというふうに考えている。

深谷委員

第29号議案で先ほどから質問が出ているが、確認である。この支給対象作業の中で、駆除又は捕獲を行う作業等ということで、東北地方では、例えば、クマが出没している現場で住民の皆さんの安全確保をするために立入規制を掛ける場合の警察職員に対しても、この1,640円より低い額ではあるが、定める方針を出しているようである。本県は、今の部分についてのお考えというか方針はあるか確認をさせていただければと思う。

人事課長

お話のとおり、金額としては1,640円というのが上限として条例上は定めるが、詳細については、人事委員会規則の中で定めるという形になっている。他県の事例、岩手や秋田、先行でやっているところが、ライフル銃で直接撃つところについては1,640円で、周辺業務に当たる人については1,100円ということで定めているので、おおむねそういったことになるというふうに考えている。

【付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

橋本委員

- 1 屋内総合プールについて、資料には、国内主要大会を開催というふうに記載があるが、まず、どのような大会を想定しているのか教えていただきたい。また、国際大会の招致というのも今後視野に入れていくのかということについて、併せて教えていただければと思う。
- 2 文化芸術振興計画について、基本指標、施策指標ともに、どのような考え方で目標値を設定したのかということについて、基本的な設定の考え方を教えていただければと思う。
- 3 目標値を目指すに当たって、しっかりやっていくことで目標値を達成していきたいといった新規の取組について、具体的に教えていただければと思う。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

- 1 日本水泳連盟が主催する全国的な大会を考えており、競泳、飛び込み、それから水球、アーティスティックスイミングなどがあり得と考えている。国際大会の招致を視野に入れているかという質問については、50メートル、メインプールについては、日本水泳連盟の国際基準の公認というのを取得する予定になっており、国際大会の開催も可能である。国際大会について、水泳連盟の方に聞いたところ、国際大会を開催するには、この基準を満たしているということのほか、大会運営の実績等も必要になるという話を聞いている。まずは、国内の主要大会を誘致して、大会運営の実績を挙げて、このプールの優位性を国内外の関係者に認識いただく必要があるものと考えている。将来的に国際大会の会場として選んでいただけるように、今後、日本水泳連盟、県水泳連盟とともに取り組んでまいりたいと考えている。

文化振興課長

- 2 基本指標の2項目については、文化芸術活動を行っている県民の割合と文化芸術を鑑賞している県民の割合というものを、いずれも、あらゆる世代の多様な県民が文化芸術活動に触れ、生き生きと暮らしていくために重要な数値であることから、現計画に引き続き設定をさせていただいたものである。それから、施策指標については、有識者から現行計画の指標が二つで、施策との関連が曖昧であるというような意見を頂いたことを踏まえ、現行の二つの指標に加えて主要施策ごとに個別の指標を追加し、より具体的な成果を測定できるようにということで考えたものである。施策指標については、県民の発表の場であるとか、あとは鑑賞の機会を提供するようなことにより、計画の二つの基本指標の向上に寄与するものということで選定をさせていただいたところである。より多くの県民の皆様が、文化芸術に触れて活動できる機会を充実させるよう、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えている。
- 3 例えば、情報発信の強化ということで、埼玉県文化アプリ「ぶんたま」で情報発信を強化していくというようなことを盛り込んでいる。それから、共生社会の実現というようなものに関しては、障害のある人もない人も多様な人々が舞台芸術作品の作成に参加できる機会を提供する「カンパニー・グランデ」の取組であるとか、障害者アートオンライン美術館に関する取組を盛り込んだところである。それから、担い手の育成支援としては、令和8年度から実施予定の地域クラブ活動の推進に関する計画に基づき、市町村の取組を支援し、学校部活動の地域展開や地域クラブ活動を推進することや、芸術劇場における新進アーティストの創作、発表の場の提供を盛り込んだところである。

橋本委員

プールについて、実績を国内主要大会で積み重ねた上で、今後国際大会もという話だったかと思うが、国際大会を行っていくということで、国際交流とか観光促進とか、そういった別の側面での期待もできるというふうに思っている。埼玉県全体を盛り上げていくという視点で、国際大会の招致というのも今後必要になってくると思うが、考え方について再度お聞かせ願えればと思う。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

委員お話のとおり、国際大会が誘致できれば、観光であるとかそういった面でのメリットというのも出てくるところだとは思う。繰り返しになってしまうが、国際大会誘致のためには、まずは実績を積み重ねていくということが大事だというふうに聞いているので、そちらに向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えている。

逢澤委員

埼玉県屋内総合プール条例と特定事業契約の変更契約の締結について伺う。変更契約は約32億円の増額と大きな金額であるが、この増額についてどのように積算されたのか。また、金額は適正なのか、改めて答弁いただきたいと思う。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

今回の契約変更は、いわゆるこの物価の変動に応じたスライド条項を適用するものである。金額の算定に当たっては、建設物価調査会が公表している建築費指数という指数を用いることを基本としており、建築・外構工事については、建築費指数による改定を行った。一方、設備工事については、昨今急激に物価がこの部分で高騰していて、指数を反映し切れていないということから、国のガイドラインを踏まえて、内閣府にも確認した上で、見積書に基づき、金額を算定したところである。その金額の算定に当たっては、本事業の支援業務を委託しているアドバイザーの実務経験や知見に基づき、見積書の全項目を確認するとともに、SPCに対してもヒアリングを行って、追加書類も提出させて精査を行ったので、適正であるというふうに考えている。

逢澤委員

適正であるということであるが、この利用料金についても、物価変動については考慮されているのか伺いたいと思う。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

今回の事業はPFI事業であるが、令和5年度に県が公募する際に、県が参考の価格を示したので、それを基に入札事業者から利用料金額の提案があった。今回、この条例案において金額を定めるに当たっては、この事業者の提案額に、昨今の賃金物価水準の高騰を踏まえて、この影響を反映して設定をさせていただいている。委員の指摘のとおり、この物価の変動を踏まえて設定したものとなっている。

逢澤委員

- 1 反映して設定されたということであるが、近隣都道府県にも同様の施設があると思うが、まだその利用料金は上げていないところが多いような気がするが、比較してどのような、今回の利用料金、まだ先だと思うが、県の方はどのような状況になっているのか。

2 開業までまだ時間あるが、更に物価上昇した場合はどうするのか。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

- 1 資料にあるメインプールを全面貸切りで利用する場合の利用料金であるが、本県は、2時間で39,000円というふうにさせていただいている。同じ条件で比較すると、東京のアクアティクスセンターは100,000円以上、それから千葉県は35,000円、横浜国際プールは32,000円、栃木の施設は44,000円である。本県のプールは、千葉とか横浜よりはやや高額であるが、これらのプールは既に築30年程度経過をしている。本県のプールは、新しさ、それから最新の設備を備えているというところを考えると、利用しやすく、水泳の振興に配慮した料金になっているものというふうに考えている。
- 2 この条例では、事業者は、今回定める金額に100分の120を乗じた額を超えない範囲で利用料金を定めるということになっている。物価上昇があった場合には、その範囲で柔軟に設定することが可能であるが、利用料金は、県民にとって使いやすい水準である必要があると思うので、事業者から協議の依頼があった場合には、しっかりと検討してまいりたいと考えている。

城下委員

- 1 第31号議案のプール条例について、先ほど来、使用料、利用料金の質疑もあったが、これについては、算出根拠は、どういうふうな積み上げの中でこの額が出されてきているのかというのをお聞きしたい。
- 2 未就学児、障害児者の使用料はどうなっていくのか。
- 3 こどもたちの部活動でも、当然利用されていくというふうに思うが、その辺の使用料金の設定というのはどういうふうになるのか。
- 4 国際競技については、将来的に開催をしていきたいというお話だったが、この間の質疑を聞いていると、まずは国内の主要大会を誘致して実績を積み上げて、その次に国際競技を誘致ということで、ある一定の年数がかかっていくというふうに思ったが、そういう理解でよいのか。そうすると国際競技の開催日数というのは、今は分からないという理解でいいのか。
- 5 第63号議案の文化芸術振興計画についてお聞きしたいというふうに思う。既存の現行計画が期間満了になるので、新たな計画ということで、基本指標や施策指標、それから施策の展開、これらを見ても、本当に必要な計画で、本当にこれがよりしっかりと具体化されることを私は願っているが、先ほどの説明の中でも、この文化芸術を鑑賞している県民の割合を85%まで高めていくとなると、そういった機会と合わせて、それを鑑賞するためには、それなりの県民の費用負担というのも発生するわけである。とりわけ、こどもたちにもすばらしい芸術を鑑賞してもらいたいということでは、鑑賞するためにも費用がかかるということで、こういったところもしっかりと予算確保して推進していくことこそ、この計画が実効性ある計画になるのではないかと思うが、必要な予算確保については、どのように計画提案に当たって議論され、具体化されていくのか、このことについてお願いします。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

- 1 利用料金の検討に当たっては、他県の同規模の水泳場と比較して大きくかい離をしないように設定をしている。それから、制定に当たっては、この事業者の約15年間の運

営維持管理期間の採算も勘案させていただいている。

- 2 未就学児については、利用料無料という予定にしている。それから障害者であるが、障害者個人で利用される場合は無料、介助者も1名までは無料とする方針である。
- 3 部活動について、この事業の公募の際に示した方針で、減免の方針として、県内の学校が貸切りで使用する場合は、半額減免としている。事業者からもこの方向で提案を受けている。であるので、部活動の利用については、この方針に基づき、半額減免とする予定である。
- 4 結論から申し上げると何日という目標を立てているわけではない。基本計画では、大会で60日間活用という基本計画には記載があるが、国際大会については、先ほど申し上げたとおり、まずはこの実績を積み重ねていくというところが必要というふうに考えているので、そのように取り組んでいきたいと考えている。

文化振興課長

- 5 本計画に記載をされている取組に係る必要な予算については、県庁内にいろいろな担当をしている課がある。事業を所管している課において、8年度予算については、計上されているというふうに考えている。計画で示した目標の達成に向けて、毎年度の予算編成においては、本計画の趣旨であるとか方向性を踏まえて、必要性であるとか、効果を検証した上で、必要な予算の確保には努めていきたいというふうに考えている。

城下委員

- 1 プールについて、まず、使用料、利用料金については、近隣の同規模施設を参考にしたということと、あと15年間の事業者の採算も加味したということが分かった。ただ、こども料金についても、川口なので私も調べてみたが、川口はこども料金が100円台である。そうすると、350円というのは高いという印象を非常に持っているが、いかがか。
- 2 未就学児は無料、障害児者の場合は、個人は無料で介助者1名無料とおっしゃったが、例えば、複数の障害者の場合はどうなるのか。ここも無料という理解でよいのか。
- 3 部活については、減免で半額にしていくということであるが、こういった減免の部分というのは、条例の条文の中には、知事が認めれば減免できるという条文があるが、この辺の細かい部分については、規則か要綱なのか、そういった部分で決めていくという理解でよいのか。そこを確認したいというふうに思う。
- 4 国際競技の開催については、現段階では多分分らないと思う。主要大会を積み上げて、実績を作ってそれからということだと思うが、基本計画に一応60日間と明記されていると先ほどおっしゃったが、この60日間というのは、国内主要大会も合わせての60日間ということで、おおよそ盛り込んでいるという理解でいいのか。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

- 1 メインの50メートルプールは、日本水泳連盟が推薦している、オリンピックでも使用されているミルタプールを使用する予定となっている。また、国際基準の取得を予定しており、トップアスリートが切磋琢磨する、そういうプールと同じ環境を提供できるようなプールである。また、50メートル、25メートル、飛び込み、三つのプールがあって、全て可動床ということで大変すばらしい施設だと思っていて、こういうところを加味すると、いわゆるこの市のプールと若干料金差があるというところは、これは理解いただける範囲というふうに考えているところである。

- 2 2人でお越しになった場合、個人でお越しになったらその介助者の方が1名無料であるので、例えば、障害者の方が2人個人でいらっしゃったら、その方1名ずつ無料で、介助者の方も1名ずつ無料という形になる。障害者の方が2人いらっしゃっても、それぞれ個人で、無料で入っていただくと、こういう形である。
- 3 事業者との協定で決めていくという予定になっている。
- 4 基本計画にある60日間というのは、国内主要大会も含んだ大会の開催の日数の予定である。

城下委員

プールの障害者の利用の部分であるが、個人でというが、例えば、障害者施設とかそういったところで、「今日行こう」となったときに、複数になるわけである。そうすると団体扱いというふうになる場合には、無料にはならないのか。少し分かりづらいので、いかがか。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

県が公募の際に示した条件では、半額減免にさせていただく団体として、県を単位とした公益団体というような形で書かせていただいている。お尋ねのものが、いわゆるこの個別の障害者の団体ということであるとするならば、今のところのこの方針の中では、減免の対象とはしていないところであるが、この減免の方針については、今後、事業者と検討して、先ほど申し上げたこの協定を締結していくということになるので、その中で検討してまいりたいと考えている。

武内委員

- 1 第63号議案の文化芸術振興計画について、お尋ねしたいと思う。文化芸術というと、ものすごく広い範囲で、例えば、文化財なども入ってくるし、非常になかなか施策として難しいというのは前提で分かっているが、それを前提としてお聞きしたいと思う。まず、基本指標について、文化芸術を鑑賞している県民の割合が、現状値であると目標が70%である。これに対してほぼ届いているようである。そして、活動を行っている県民の割合、これが今40%目標のところを31.9%ということである。この目標値より低いのは、一因はコロナかと思うが、この要因についてお聞きしたいと思う。
- 2 目標値がかなり、鑑賞している県民の割合が70から85ということで、非常に高くなっている。全体的にどういうふうに達成していくのか。
- 3 具体的にその施策指標を今回加えたが、例えば、少し細かいが、県立博物館等の「等」というのは、何が入っているのか。美術館とか図書館とかいろいろなものがあると思うが、具体的に示していただきたい。
- 4 そもそもその施策指標が、県有施設や県が行う施策が対象で、要するに、県がコントロールできる部分というか、それが参考として挙げられると思うが、例えば、市町村とか民間施設もかなりこういう施策をやっていると思う。城下委員からもあったが、市町村におけるこうした施策に対する、あるいは民間施設に対する、この計画の中でどういうふうな考え方で扱っているのか。基本指標のやっている県民の割合というのは、県の施策だけではなくて、全部が結果としてそこに現れる。県の部分がどこまでというのは、なかなかこれは難しいと思う。再度、市町村あるいは民間に対する支援というのはどういうふうな形でやっているのか。

文化振興課長

- 1 一応計画の方には、令和6年度の現在値ということで数字を示させていただいているところであるが、直近の令和7年度の県政世論調査の結果では、活動を行っている県民の割合が、38.9%というようなことで、40%には若干届かないところではあるが、ほぼ近い数字まで上がってきているというようなことである。やはり先ほど委員からお話があったが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年度であるとか、令和4年度ぐらいまでは、非常に低い数字まで1回落ち込んだというところがあって、それが徐々に回復してきて、令和7年度については、ある程度は目標に近い数字まで近づくことができたというようなことで、新たな指標を設定させていただいたところである。
- 2 先ほども申し上げたが、基本指標に寄与するような施策指標を六つほど掲げさせていただき、これに基づき、今まで以上に進捗状況の把握が可能になってくるというふうに考えているので、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えている。それから、これは引き続きになるが、取組としては、彩の国さいたま芸術劇場における多彩な文化芸術作品の創造と発信、こういったものを引き続き実施していくこと、それから、先ほども申し上げたが、埼玉県文化アプリで情報発信に力を入れて、いろいろ鑑賞の場であるとか、あとは活動の場というようなものを皆様に広く周知をさせていただきたいというふうに考えている。
- 4 県だけではなくて、市町村であるとか、民間の事業者様も一緒になって、文化振興を盛り上げていただいているというふうには考えているところである。市町村への支援のところであるが、本計画では、文化芸術施策をより効果的に進めるために、市町村などと連携を図り、協働して文化芸術振興施策を推進していくこととしており、市町村文化行政担当課長会議というようなものがあるので、そういったものを活用し、県民に最も近い自治体である市町村と積極的に情報交換を行い、推進協力体制を強化していきたいというふうに考えており、市町村相互の連携も促進していければというふうに考えているところである。文化芸術振興基本条例では、「県は、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言その他の支援を行うよう努める」というふうにされていることから、県の責務を果たしていきたいというふうに考えているところである。

文化財・博物館課副課長

- 3 博物館、美術館の博物館施設のほかに、県立の文書館、それから文学館を含めた県立の8施設となっている。

武内委員

- 1 館等については、図書館も一般の方は入っていないわけではいいか。図書館というか、県立図書館という範囲になるのか。
- 2 市町村や民間への関係であるが、その他支援でくくられているが、財政的な支援というのにも必要かと思うが、それが見えてこない。文化振興基金も、あとは個人もあるが、その辺ももう少し充実してもいいかと思うが、もう一回その財政支援について、考え方をお答え願いたいと思う。

文化振興課長

- 2 先ほど文化振興基金のお話もあったが、この5年間で文化振興基金を活用した助成というところは、5年間で289件助成をしてきたところである。こちらについては、ア

マチュアの文化団体の成果発表に関する助成であるとか、あとは、無形民俗文化財の保存継承団体の備品の修繕であるとか、あとは、次世代を担うお子さんの体験活動などに助成をしてきたところである。コロナの時期には相当落ち込んだというところはあるが、比較的戻ってきているというような状況であるので、引き続き助成をすることで支援をしていきたいというふうに考えているところである。

文化財・博物館課副課長

- 1 県立博物館等の利用者数には、図書館は入っていない。

武内委員

そもそもだが、例えば、文化芸術活動を行っているというふうに県民が自分で理解するときに、文化芸術活動とは何というのが分からないと、その人の考え方によって全部変わってきてしまうような気もする。ある程度の認識は一致しているのだろうが、どの範囲が文化芸術活動なのか、個人なのか団体なのか。そういうことも含めて、計画の中に盛り込むのは難しいかもしれないが、定義がどこにも書いてない。やはり範囲をきちんと、ある程度を示さないとなかなか難しいところがある。これは大きな問題であるが、計画の中で述べるか、あるいは、調べるときにそこをきちんと明示してやった方がいいと思うが、いかがか。

文化振興課長

計画の方には定義が掲載はされていないが、この計画については、基本条例に基づいて策定をしているところである。この条例の第6条に、県が取り組むべき文化芸術振興の措置を講じる対象として、対象が記載をされているところであって、例えば、文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術、その他の芸術及び落語、歌唱、その他の芸能であるとか、あとそのほかにも幾つか例示がある。そのような記載がされている。こういった文化芸術の振興のための基本条例と計画により、文化芸術の振興の措置を講じてまいりたいというふうに考えているところである。それから、毎年度、県政世論調査で、鑑賞しているであるとか、あとは活動を行っているというような県民の割合を調査させていただいているが、その際には例示を設けて分かりやすく、答えやすいように、調査をしているところであるので、理解いただければと思う。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

先ほど城下委員に対する答弁させていただいた中で、申し上げた点について、補足で説明させていただきたい。障害者の方の利用の場合、県を単位とする公益団体の場合の半額と申し上げたのは、これは貸切りの場合について述べたものである。個人利用でお越しになる場合、例えば10人でお越しになっても、その10人は個人の利用ということになる。貸切りについて申し上げたということで、理解を頂きたいと思う。

小谷野委員

- 1 プールの関係であるが、サブは10レーンあるということで非常に良い場所だというふうに思う。アップするのにすごく素晴らしいと思う。ただ、確認であるが、国際大会の話があったが、観客席3,000席で世界選手権はできるのか。確か足らないのではないかと思う。
- 2 各小中高でプールを持っているところ、川口は、私も大会に結構出たことがあるが、

良いプールがある。ただ、もう老朽化してきているから、そういうプールを新しくするよりも、こういうすばらしい施設でプール授業ができればいいなと思う。だから、もうプールを作らないで、ここでお願いできるような、そういうぐらいのキャパはあるのか教えてもらいたい。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

- 1 観客席については、大会主催者が判断ということになっているので、それぞれの大会で主催者が判断されるということになっている。
- 2 申し訳ないが、川口にどの程度ニーズがあって、それがここで賄い切れるかどうかというところの検討まではしていない。

小谷野委員

世界選手権は、確か観客席の人数が決まっていると思う。その大会の管理で、今回は1,000人でいいとか、5,000人だとか、そういうのではないような気がしたが、その辺は調べておいてもらったほうがいいと思う。私とすると、こけら落としは世界選手権をやっていただくと非常にいいと思っている。その辺を分かり次第教えてもらえれば思う。
(意見)

【付託議案に対する討論】

城下委員

県民生活部の第31号議案「埼玉県屋内総合プール条例」案について、反対の討論を行う。本条例案は、水泳競技の競技力向上、水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進等を図ることを目的としている。しかし、今回提案されている使用料は、これまで地元の方々が使用してきたプール使用料を大きく上回る、一般370円が600円、小中高生は140円が350円、未就学児や障害児者を無料としているが、全体としては大幅な値上げとなる。施設規模によって使用料を引き上げるべきではない。県民は低廉な使用料で気軽に楽しめるプールをと願っている。そのことが、県民の健康増進やスポーツ振興にもつながっていく。物価高騰や実質賃金の低下で、県民生活がより一層厳しさを増している中、県民に更なる負担増は認められない。よって、本議案には反対する。